

H27 年度 新潟市がんばるまちなか支援事業のご案内

地域の特色を活かした空き店舗の有効活用を募集

申請は随時受け付けています。

- ※ 商店街団体以外の場合は、事業実施地区の地元商店街団体の賛同を得ている必要があります。
- ※ 地域拠点商業活性化推進事業については、補助期間の延長等があります。
- ※ 既に事業を開始している場合は本制度の対象外となります。

事業の概要

事業名	空き店舗運営事業		不足業種誘致事業	
事業内容	商店街の空き店舗を賃借し、自らコミュニティ施設や創作活動を通じたにぎわい創出施設、新規創業者育成施設、共同店舗として運営する事業		商店街団体が空き店舗を賃借し、商店街に不足する集客効果のある業種等を運営する新規出店者を公募により選定し、転貸する事業	
対象者	○コミュニティ施設 ○創作活動を通じたにぎわい創出施設	商店街団体 公益活動団体 その他の団体	商店街団体	
	○共同店舗 ○新規創業者育成施設	商店街団体 公益活動団体		
補助内容	事業着手日の属する年度	対象経費:改装費、賃借料、誘致活動費 補助率:2/3 限度額:500万円	事業着手年度	対象経費:改装費、賃借料、誘致活動費 補助率:2/3 限度額:500万円
	事業着手日の属する年度の翌年度以降	対象経費:賃借料 補助率:2/3 限度額:500万円/年 補助期間:3年間 ※補助期間は、補助対象経費の発生した日から起算	事業開始日から1年間	対象経費:賃借料 補助率:2/3 限度額:500万円/年 補助期間:1年間 ※補助期間は、補助対象経費の発生した日から起算
補助期間内の補助総額は1,500万円を限度			補助期間内の補助総額は500万円を限度	

コミュニティ施設とは？
子育て支援、世代間交流、文化的活動、地域情報発信等のために設置され、地域住民の交流の場となる施設

創作活動を通じたにぎわい創出施設とは？
様々な分野において創造的な活動を行うクリエイターに活動の場を提供し、その分野の魅力を発信するとともに、住民等が制作を体験できる場とするなど、地域のにぎわいと交流促進を図る施設

新規創業者育成施設とは？
新規開業を目指す人に、一定の期間店舗を貸し出すとともに、経営等の指導を行うことにより、起業家を育成する施設

事業の選定基準

①地域特性の把握	・地域特性を踏まえた事業であること(事業が地域事情にマッチしているか)。
②事業の効果	・地域の活性化に寄与するものであること(どのような活性化ができるか)。
③事業の継続性	・事業実施の組織・運営体制が整っており、補助終了後も、事業が継続できること。
④地域との連携	・地域住民・関係団体など、地域との連携が期待できる事業であること。

スケジュール

- 公募申請は随時受け付け、選定委員会で、補助金交付事業を決定します。

【選定委員会】

平成27年4月以降の選定委員会開催日は、別途、市報にいがたや市ホームページ等でお知らせします。

《補助金交付までの流れ》



新潟市経済部商業振興課商業振興係

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1（市役所第1分館3階）

TEL 025-226-1633 FAX 025-228-1611 E-mail shogyo@city.niigata.lg.jp

HP <http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/shien/ganbarumatinaka.html>

※募集要項及び申請書類は同課及び区役所商業担当課で配布するほか、上記ホームページからもダウンロードできます。